

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会  
経 理 規 程 (抄)

第 1 2 章 契 約

第73条 契約は、会長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)でなければこれをすることができない。

2 会長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

(一般競争契約)

第74条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに契約事項を示す場所等を公告して申込みさせることにより一般競争に付さなければならない。

(指名競争契約)

第75条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

第76条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
  - ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する時
  - ② 特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合

- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
  - ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
  - ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
  - ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
  - ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
  - ③ 感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ利用者等の処遇に悪影響を及ぼす場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
  - ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
  - ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
  - ④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- ① 物品の購入にあたり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
  - ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
  - ③ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。
- 4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	300万円
2 食料品・物品等の買入れ	200万円
3 前各号に掲げるもの以外	300万円

(契約書の作成)

第77条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第78条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引取るとき。
- (4) (1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約(10万円以下)を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(長期継続契約の範囲)

第79条 長期継続契約とは、翌年度以降にわたり物品を借入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機、複写機、自動車の賃借契約その他商習慣により翌年度以降にわた

り締結することが適当である契約であって要綱で定めるもの  
(2) 施設の維持管理の業務のうち、点検又は整備の業務の委託契約その他年間を通じて役務の提供を受ける契約であって要綱で定めるもの

(長期継続契約の期間)

第80条 前条各号に規定する契約の期間は、7年を超えない範囲内で要綱で定める。

(定期的な契約内容の見直し)

第81条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。